

## 第9条(準用)

刑事補償法第5条の規定はこの法律による補償と他の法律による損害賠償との関係について、同法第22条の規定は補償の払渡しについて、刑事訴訟法第55条第1項及び第3項の規定はこの法律に定める期間の計算について準用する。

本条は、この法律による補償と他の法律による損害賠償との関係、補償の払渡し、この法律に定める期間の計算について、それぞれ刑事補償法5条、同法22条、刑事訴訟法55条1項および3項を準用することを規定している。

刑事補償法5条は、補償を受けるべき者が国家賠償請求をすることを妨げないこと(同条1項)、同一の原因について他の法律によって損害賠償を受けた場合にはその賠償金と補償金を調整すること(同条2項)、他の法律によって損害賠償を受けるべき者が同一の原因について補償を受けた場合に、他の法律によって受ける賠償金を調整すること(同条3項)を規定しており、少年等に対する補償も刑事補償や他の損害賠償と同様に、損害の補填という性質を有することから、その間の調整について定める刑事補償法5条が準用されたものである。

刑事補償法22条は、刑事補償請求権の一身専属性を規定しているが、少年等に対する補償は精神的苦痛に対する慰謝料的性質を有しており、少年等に対して現実に支払われるべきことが望ましいし、少年の保護という観点からも補償払渡請求権の譲渡および差押えを禁じるのが相当であると考えられるから準用されたものである。

本法の期間計算については、刑事訴訟法55条1項および3項が準用されるので、初日不参入、末日が休日等に当たる場合には算入されないことになる。

(山下幸夫)